

【資料2-2】

平成28年度 第一回相談支援部会報告

日 時 平成28年9月6日 14:00～16:00

場 所 東久留米市役所 702会議室

1 事務局より

さいわい福祉センターの出席は、テーマごとに担当している方が出席することになりました。

2 部会長より

6月30日に、第一回自立支援協議会が開催され、計画相談については、施設代表者会の部会が設置されることになりました。今後は、地域で困っていること等をだして、協議会に提案したい。

3 自己紹介

4 地域課題について（アンケートから）

1. 相談支援に関する課題

（1）支援、サービスにつながらない、つながっていないことについて

<事業所側の問題>

・本人が利用を拒否するケース→支援者から見ると金銭管理が出来ていないのに、本人は出来るといわれる。

→引きこもっていると外に出ることが難しく、できていないのにできている、支援の同意を得ることができない。

・複数の機関が関わっているが、キーとなる適当な機関がないケース

→家族が障害と介護の両方のサービスを利用しているが、連携ができにくく、世帯での支援とならない。どちらがキーとなるか。

<ご本人等の状況の課題>

・家族の病気など緊急対応について不安。

→知的の例

*家族が病気で短期入所の利用の必要が急にくるが、いままでサービスを利用していなく、区分もとっていない。

精神の例

*親が障害を認めず、外に出さない。緊急時の対応ができない。

児童の例

*支援級だと地域に友達がいなく、イオン等でウロウロして事件がおきる。

*フリースクールや普通級だと、障害福祉サービスの情報が入らない。情報提供と連携の大切さを感じる。

*大学や専門学校まで行ったが、就職でつまずき、本人ではなく家族が相談にくるケースもある。

（2）支援が困難

<事業所側の問題>

・重度者の受け入れが困難な事業所が多い。

→小平特支の方の卒後に行先がない。

医療ケアが必要な人の預ける先がない。

・休日や余暇などの場面でフォーマルだけでなく、インフォーマルなサービスが少ない。

・地域でのGHの生活を望んでいるが、GHでは支援が難しい。

<ご本人等の状況の課題>

- ・親自身が困難さをきちんと伝えられない。(「大丈夫です。」などといってしまう)
- ・集団での活動が難しい方がおられ、毎日通所に至っていない(他害、精神面での二次障害)。ご本人やご家族は、毎日通所を強く望んでおられる。
 - *トラブルが多いと通所が難しい。
 - *市内で複数の事業所を連携したい利用者がある。どこがキーとなるかが問題。正直キーとなるのはしんどい。自分たちができるか疑問・・・

<その他>

- ・利用者同志の問題(金銭、男女関係、喧嘩等)を起こしてしまい、退所となってしまう。
- ・支援の方向性が見えない。

(3) その他

- ・まずは話をする、話を聞くということでスタートになっている。
- ・問題点を明らかにする、把握するという点で、大きな役割を果たしている。
- ・各市区町村で請求プロセスやルールが異なる。
- ・介護保険への移行問題

2. その他の課題

(1) 児童発達支援センターの設置について

- ・要支援ケースの増、困難さの内容の複雑さ、深刻さなどから、いろいろな機関が連携して支援していくことが大切であり、その中核的役割を児童発達支援センターが担うべき。
 - 発達障害が増え、相談も増えている。発達保障のため、中心になる場所が必要。
- ・児童期の微妙な問題もあるので、公的機関が行うべき。
- ・幼少期から青年期、老年期と一貫した支援を行うためには、設置は不可欠と考える。

(2) 差別解消法の現状

- ・津久井の事件、そしてその報道等を見ていて、まだまだ差別はあると思う。
- ・そうした差別を解消するためにも、自立支援協議会や当事者が中心になって、啓蒙活動をしていくことが必要。また、今回の津久井の事件は、元職員が起こした問題であり、職員に対する研修も必要。一事業所で研修が困難であれば、各事業所が協力し合同で行うことも検討してはどうか。
 - 勉強会は、地域の方にも参加してもらうことも必要。
- ・パンフなどを作成するにあたり、どこまで対応するか線引きが難しい。
 - 事例が差別なのかどうか分からない。

(3) 就労支援について

- ・協議会内に就労支援部会が必要。
- ・長年就労者を出してきたが、就労を目指す方の利用が無くなって来た。存続が厳しい現状である。
 - B型が重度化してきている。横のつながりが大事。
 - 特例子会社は、数字を確保するために、利用者の取り合いになっている。

(4) 部会に加わって欲しいメンバー

- ・商工会議所、医師会(精神科医)、ライオンズクラブ、包括支援センターの職員、老人福祉課の職員
 - 必要な時に協議会で諮る。

3. その他 次回は、12月6日(火) 14:00~